

ディスクロージャー制度における
アクティブ・セーフティと
パッシブ・セーフティの確保

内 藤 文 雄

甲南経営研究 第53巻 第4号 抜刷

平成 25 年 3 月

ディスクロージャー制度における アクティブ・セーフティと パッシブ・セーフティの確保

内 藤 文 雄

I 法制度としての監査の評価

わが国の法制度としての監査は、金融商品取引法による財務諸表監査、内部統制監査および四半期レビュー、会社法による監査（業務監査、会計監査、事業報告監査）などが代表的である。これらのうち、財務諸表監査は、第二次大戦後、特に証券の民主化政策により、証券取引法や公認会計士法が昭和24年に相次いで制定され、わが国経済のインフラストラクチャーの一部を構成する制度として、公認会計士監査制度が創設されたことに由来している。その後、会計監査としての財務諸表監査がわが国経済の発展に大きく貢献してきたことに異論はない。

財務諸表監査の本質は、社会的公正の確立にある。会計基準に則って会計報告書（財務諸表）が作成されているかどうかを検証し意見表明を行うだけでは、社会的公正の実現はもたらされないという立場から、会計基準の規定の有無やその解釈が明確でない場合において、財務諸表監査は会計を補う機能を果たすとともに、実施した監査の内容に関する情報提供機能を重視する

* 本稿は、日本監査研究学会第35回大会統一論題（2012年9月6－7日、関西大学）の報告内容に基づき加筆・訂正したものである。

ディスクロージャー制度におけるアクティブ・セーフティとパッシブ・セーフティの確保
考え方があり、本稿もこの考え方に依拠している。

財務諸表監査の機能は、財務諸表を信頼して意思決定に利用できることを保証することである。多くの場合、財務諸表監査は、重要な虚偽表示（その原因が意図的かどうかを問わない）がないことを保証し、意思決定資料としての財務諸表の信頼性を確保しており、当該監査が有効に機能していないとする客観的証拠は得られていない。しかし、巧みな粉飾による重要な虚偽表示が事後的に発覚するケースが少なからず生じており、その都度、監査基準の精緻化や規定内容の豊富化により、同様のケースが生じないようにする対応がはかられてきており、一定の成果を挙げてきていることも事実である。粉飾決算が予防・発見し尽くされていないという意味で、財務諸表監査制度の有効な機能は認められるものの、完璧であるとは言えない。

また、財務諸表監査の究極の目的は、ディスクロージャー制度の適正な運営に資することであり、適正な財務諸表の開示を確保することにある。そのために、財務諸表の重要な虚偽表示の有無を検証しその結果を報告しているのであって、粉飾決算を摘発することを主眼とした捜査的なチェックではない。つまり、財務諸表の開示について、事後的に重要な虚偽表示を発見するのではなく、重要な虚偽表示を未然に防ぎ、適正な情報開示を促進する方が相対的に重要である。

本稿では、ディスクロージャー制度における財務諸表監査制度の有効性を確認するために、アクティブ・セーフティとパッシブ・セーフティの考え方を援用して検討を行う。そのうえで、各セーフティ確保のための、財務諸表監査制度ないしはディスクロージャー制度の質の向上策を論じたい。⁽¹⁾

(1) セーフティに関する考え方については、拙稿、「会計時評 ディスクロージャー制度とフェール・セーフ（その1）・（その2）」、『企業会計』、第64巻第9号・第10号、2012年9月・10月、4-5頁・4-5頁参照。

Ⅱ ディスクロージャー制度における財務諸表監査制度の有効性

アクティブ・セーフティ (active safety) とは、一般に、機械装置の設計・操作などにおいて、事故などの異常事態を未然に防ぐための安全技術の総称である。

これに対して、パッシブ・セーフティ (passive safety) とは、事故が実際に生じた場合に被害・損害を最小限に軽減するための安全技術の総称である。

つまり、前者は、異常事態にならないようにするための予防的な仕組みであるのに対して、後者は、異常事態が発生した場合に被害・損害を最小限にとどめるための事後的な仕組みである。

1. ディスクロージャー制度におけるアクティブ・セーフティ

さて、ディスクロージャー制度において、虚偽の開示情報が提供されないように予防する仕組み (アクティブ・セーフティ) は何であろうか。アクティブ・セーフティの観点から、ディスクロージャー制度での虚偽の開示情報が提供されないように予防する仕組みを考える。それには、次の3側面がある。

- ① 財務諸表作成者である企業側の対応
- ② 財務諸表作成基準たる会計基準・会計規制上の対応
- ③ 財務諸表監査上の対応

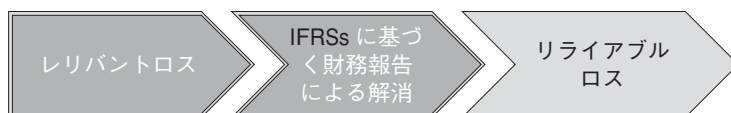
①の「財務諸表作成者である企業側の対応」(企業側での開示情報の虚偽表示の防止策)として、(i) 財務報告にかかる内部統制の構築、(ii) 内部監査によるアシュアランス機能の発揮、(iii) 監査役会・監査委員会による経営者不正の監視、(iv) 内部通報制度、(v) コーポレート・ガバナンスの拡充を挙げることができる。これらの仕組みの有効性の確保は、開示情報の虚偽表示の可能性を小さくするから、その意味で予防的である。

②の「財務諸表作成基準たる会計基準・会計規制上の対応」として、一般

ディスクロージャー制度におけるアクティブ・セーフティとパッシブ・セーフティの確保に財務諸表は事実と慣習と判断の産物であるとされるから、会計基準・会計規制が、判断の主観性を排除し、恣意的な財務諸表の作成を排除するように設定されることが挙げられる。これにより、虚偽の開示情報の可能性は小さくなる。

特に、1990年代にレリバント・ロス (relevant loss) と呼称された財務情報の情報価値の低下は、IFRSs に基づく財務報告によって解消されてきているが、その一方で、リライアブル・ロス (reliable loss) とでも言うべき財務情報の信頼性の低下が懸念されている（「図表1」参照）。この原因は、財務諸表作成上の会計判断における見積りの要素の相対的な増大にある。

〔図表1〕 財務情報のレリバント・ロスとリライアブル・ロス



また、「図表2」では、財務諸表情報の真実性の程度が低下しているとなれば、監査の実施上、精度の高い手続を適用しても、高い心証を得ることは⁽²⁾ないことが示されており、IFRSs を中心とした会計基準では、レリバンスが向上したとしても、リライアビリティが相対的に低下してしまうおそれが現実に認識されるがゆえに、会計基準・会計規制上の対応が不十分ではないかと考えられる。

このことは、筆者が2010年に実施した質問票調査（上場会社3,794社を対象（回答期間は2010年3月20日から2010年3月31日まで）回答総数は195件⁽³⁾（回答率5.14%））の結果にも表れている。

(2) かかる議論については、拙稿「利益情報の質的变化に対応した監査保証の研究課題」、『會計』、第173巻第3号、2008年3月、41-62頁を参照。

[図表 2] 会計情報の真実性と監査・保証手続の精度との関係

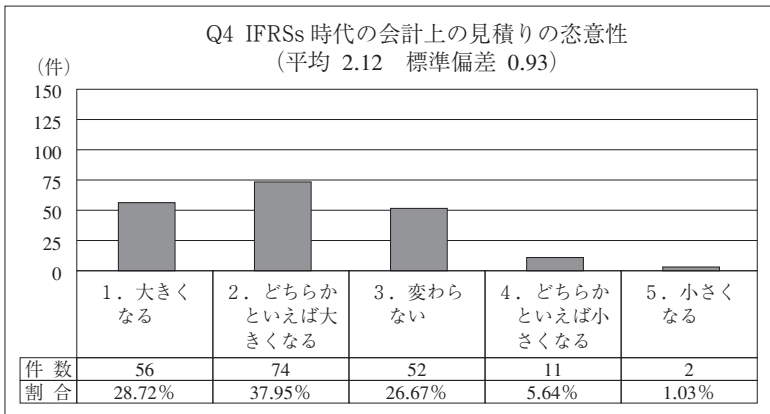
監査・保証による要因 会計による要因		適用される監査・保証手続の性質・範囲 (監査・保証手続の精度)		
		精度が高い	中程度	低い
会計基準の適合性・会計情報の質的属性	真実性の程度が高い	高い心証水準	中程度の心証水準	低い心証水準
	中程度	中程度の心証水準	低い心証水準	不能
	低い	低い心証水準	不能	不能

当該調査の結果を抜粋したものが、「図表3」から「図表6」である。

「図表3」より、IFRSs時代には、会計上の見積りの恣意性が変化するか

[図表 3] 会計上の見積りの恣意性

(IFRSs時代の会計基準では、会計上の見積りにおける恣意性が大きくなると考えられますか。)



(3) 本調査の詳細については、拙稿「財務諸表における利益調整の合理性に関するアンケート調査」、『週刊 経営財務』、第2970号、2010年6月、56-63頁を参照。

ディスクロージャー制度におけるアクティブ・セーフティとパッシブ・セーフティの確保
 どうかについて、恣意性が大きくなるが回答者の67%、変わらないが27%
 であり、会計上の見積りによる恣意性、すなわち、経営者が会計上の見積り
 における会計判断を利用して財務諸表数値を変更する可能性が大きくなる
 の認識が認められる。⁽⁴⁾

「図表4」より、IFRS時代には、粉飾決算の発見が困難になるかどうか

(4) 質問票調査では、次の設問により具体的な会計上の見積り項目について恣意性
 が大きくなるかどうかを尋ねている。

「次の財務諸表項目等のそれぞれについて、会計上の見積りの恣意性は、IFRSs
 時代の会計基準では、従来と比較してどのように変化するとお考えでしょうか。

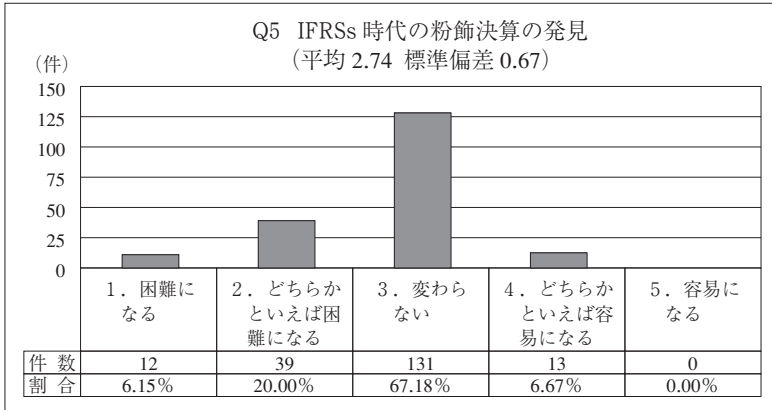
A 製品保証引当金、B 貸倒引当金、C 金融損失引当金、D 減価償却資産の残存
 価額、E 長期性資産の減損、F 退職給付費用・債務、G デリバティブ金融商品の
 公正価値、H 市場性ある有価証券の一時的でない価値の下落による損失、I 繰延
 税金資産の回収可能性、J 環境対策改善費用・環境対策負債、K 資産の将来キャッ
 シュ・フロー」

その結果、これら11項目すべてについて、以下に示した通り、会計上の見積りの
 恣意性の可能性がIFRSs時代の会計基準においては従来と比較して大きくなる
 の平均的な回答結果となっている。

順序	財務諸表項目	大きくなる旨の回答割合(%) ([「大きくなる」]+「どちらか とえば大きくなる」])	回答 (1~5) の平均	回答の 標準 偏差
1	E 長期性資産の減損	51.56	2.50	0.91
2	D 減価償却資産の残存価額	50.26	2.50	0.89
3	K 資産の将来キャッシュ・フロー	44.33	2.61	0.82
4	F 退職給付費用・債務	41.75	2.65	0.94
5	I 繰延税金資産の回収可能性	39.69	2.66	0.78
6	B 貸倒引当金	35.24	2.70	0.80
7	J 環境対策改善費用・環境対策 負債	30.53	2.70	0.77
8	G デリバティブ金融商品の公正 価値	27.09	2.80	0.72
9	H 市場性ある有価証券の一時的 でない価値の下落による損失	26.94	2.76	0.70
10	C 金融損失引当金	26.06	2.79	0.80
11	A 製品保証引当金	21.47	2.83	0.67

〔図表4〕 粉飾決算の発見

(仮に、ある会社が巧みな粉飾決算を行ったとした場合、IFRSs時代の会計基準では、従来よりも法定監査による発見が困難になると考えられますか。)



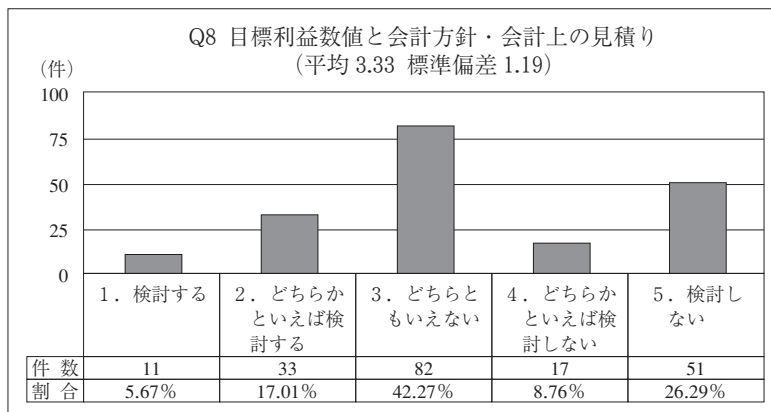
について、発見の可能性は変わらないが回答者の67%、困難になるが26%である。前問と比較すれば、会計上の見積りによる恣意性は増加するものの、粉飾決算の発見は困難にならず変わらないとする回答割合が回答者の三分の二である。

〔図表5〕より、目標利益数値と会計方針の選択・会計上の見積りとの関係について、目標利益数値を達成するために、会計方針を選択したり会計上の見積りを利用することを検討するかどうかに関し、検討しないが回答者の35%、検討するが23%である。検討するとの回答が四分の一の割合を占めていることは注目に値する。

〔図表6〕より、実際利益数値の許容変更割合について、実際利益数値を目標利益数値に近似させるために実際利益数値をどの程度の変更であれば許容するかに関し、一切許容不可が回答者の31%、10%以内の変更を許容が48%、30%以内の変更を許容が66%（累積割合）である。一切の変更は認められないとする割合が回答者の三分の一にとどまり、30%以内の変更であれば

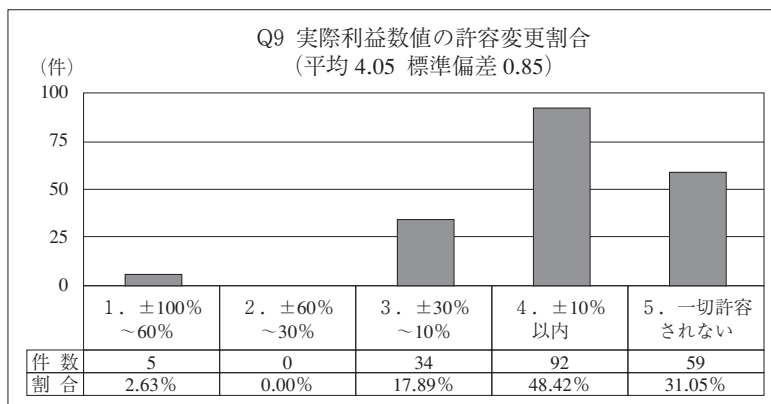
〔図表 5〕 目標利益数値と会計上の見積り

(仮に、経営目標として設定した財務諸表の利益数値に実際の事業活動による利益数値を近似させようとする場合、会計処理方法の選択の余地または会計上の見積りの恣意性を利用することを検討しますか。)



〔図表 6〕 利益数値の許容変更割合

(仮に、会計処理方法の選択の余地または会計上の見積りの恣意性を利用して、利益数値を目標利益数値に近似させるとした場合、当期純利益に対する割合でどの程度の変更であれば会計基準上、許容されるとお考えですか。貴社がかかる近似をするかどうかとは関係なくご回答ください。)



許容されるとする割合が三分の二の割合であり、意外な回答結果が示された。

これらの質問票調査の結果は、会計基準・会計規制上の対応が有効なディスクロージャー制度を確保するうえで重要であることを物語っている。

③の「財務諸表監査上の対応」については、独立の第三者の立場にある会計専門家による監査により、監査済の財務諸表には利用者の意思決定に重要な影響を及ぼす虚偽表示がないことが保証されており、これにより開示情報の重要な虚偽表示は情報が開示される前に発見・防止されている。この意味で、財務諸表監査は、虚偽の開示情報が提供されることを未然に防ぎ、よりよいディスクロージャーを促進していると言える。つまり、虚偽の開示情報に対する予防的な仕組みである。

2. ディスクロージャー制度におけるパッシブ・セーフティ

ディスクロージャー制度において、たとえ虚偽の開示情報が提供されたとしてもそれによる損害を防ぐまたは最小限にとどめる仕組み（パッシブ・セーフティ）は何であろうか。つまり、虚偽の開示情報が公表されたとしても、利害関係者の意思決定が虚偽の開示情報によって歪められない方策は何かである。

旧証券取引法の改正により、粉飾決算発覚前1ヵ月間の平均株価と発覚後1ヵ月間の平均株価との差額が粉飾決算による損害額と認定され、企業側が無過失責任として損害賠償義務を負うことになっているが、これはパッシブ・セーフティに該当するであろう。しかし、投資者が個々に訴訟を起こし、かつその立証責任を負わねばならず、損害額の認定上問題があるなど、セーフティとしては不十分であると言える。

つまり、現時点では、旧証券取引法において、有価証券報告書での虚偽記載に関する企業側の民事責任を無過失責任に拡大するとともに、虚偽記載の事実の公表日前後の各1ヵ月間の平均株価の差額を株主の損害額と推定し、

ディスクロージャー制度におけるアクティブ・セーフティとパッシブ・セーフティの確保
企業側の主張や他の理由による下落分を減額し、最終的な損害額とする規定
する規定が2004年12月に新設され、現行の金融商品取引法にも引き継がれて
いる（第21条および第21条の2）。ただし、この規定は、過去1年以内に株
式を購入した株主だけに適用され、また、因果関係の立証と損害額の算定は
株主が行わねばならないほか、虚偽記載の事実の公表日と損害額の確定に問
題が残されている。

このように損害賠償請求を行えば損害の一部が賠償される。しかし、かか
る損害賠償は自動的に行われるのではなく、集団代表訴訟制度がわが国には
ないため投資者は個々人で訴訟を起こす必要がある。また、開示情報は法定
開示書類に限られている。このため、虚偽の開示情報の提供が行われても自
動的に損害が生じないようにする方策はなく、虚偽の開示情報の提供により
損害を被る投資者が存在している。

以上の点を除くとすれば、わが国においてディスクロージャー制度におい
てパッシブ・セーフティは確保されているとは言い難い。

Ⅲ アクティブ・セーフティの確保

上記では、アクティブ・セーフティに該当するものとして3つの対応を指
摘したが、これらをさらに強化し、ディスクロージャー制度でのより強固な
アクティブ・セーフティを確保するためには、まず、「企業側の対応」とし
て、Ⅱで言及した仕組みがさらに有効に機能するよう機能状況の透明性を高
め、内部通報制度の実効化につながる改善が必要である。

次に、「会計基準・会計規制上の対応」について、第1に、会計基準の監
査適合性⁽⁵⁾の確保が必要である。特に、会計上の見積りが必要な会計処理での
主観的な判断を極力排除する会計基準の設定が重要である。いかに目的適合

(5) 監査による保証が可能となる規準であること。

性が高い情報であっても、それが会計事実を真実に写し出せているかどうかを検証できなければ、当該情報は有用であるとは言えず、証券投資の意思決定情報として不適切だからである。

この点に関し、Baruch Lev 氏による講演では以下の諸点が指摘された。⁽⁶⁾

- (1) 公正価値会計は、たとえレベル3であっても、償却原価よりも投資者には目的適格的であり、企業リスクおよび流動性に関する情報を提供する上で有用である。
- (2) 財務諸表項目のほとんどが経営者の見積りと予測に基づいている。かかる見積りには困難性が認められるとともに、経営者による見積りの誤りまたは偏向による操作のおそれが大きく、結果として、財務情報の信頼性に影響を与えている。
- (3) 投資者は、利益のどの部分が事実 (fact) で、どの部分が見積り (estimate) かを決定できない。このため、見積りの信頼性を評価できない。
- (4) 経営者は、見積りと予測の質の動向を追わない (track) し、監査人も然りである。

これらの指摘のように、会計上の見積りがもたらす財務情報の信頼性への影響は看過できない状況にあると言えるだけに、会計基準上、会計上の見積りにおける会計判断の恣意性を排除する手当ての重要性が認識できる。これは、利益情報の変容に対する監査の対応にも同様に当て嵌まる。

第2に、経営者判断（経営者による会計判断、会計政策、経営戦略）と監査判断の役割分担が重要である。会計事実が経営者判断による事業戦略を反映している場合、将来キャッシュ・フローの見積りの経営者判断と当該見積りの適正さの監査判断とが対立する可能性がある。その根本原因は、見積り

(6) 同氏は New York 大学教授。日本会計研究学会第71回大会講演テーマ「The Contributions of Accounting Research: Achievements and Things to do」(一橋大学, 2012年8月30日)に関する資料を参照。

ディスクロージャー制度におけるアクティブ・セーフティとパッシブ・セーフティの確保のための統一された客観的な「規準」が設定されていないことにある。また、たとえば、キャッシュ・フローの見積りにおいて、前提条件の妥当性ないし合理性の判断は、経営判断であって会計判断ではない。この意味では、監査は経営者判断に踏み込めるのか否かが容易に区別できない会計処理を会計基準は求めるべきではない。

また、財務諸表監査における会計基準準拠性の判断について、ASOBAC⁽⁷⁾を参考に記述すれば、監査意見は、以下に示す定言三段論法（第1格による演繹的論証）に依拠していると考えられる。

大前提：会計基準に準拠しているすべての財務諸表は財政状態と経営成績を適正に表示する。

（すべてのM（媒概念）はP（述語）である。全称肯定命題）

小前提：当該財務諸表は会計基準に準拠している。

（あるS（主語）はMである。特称肯定命題）

結論：ゆえに、当該財務諸表は財政状態と経営成績を適正に表示している。

（あるSはPである。特称肯定命題）

この論法では、会計基準と財務諸表との整合性を論証している。しかしながら、財務諸表監査は、①会計基準と会計事実との適合性、②会計基準と財務諸表との整合性、および、③会計事実と財務諸表との一致（事実と写像との一致）の3点を論証しなければならず、②の判断だけでは不十分である。また、大前提は正しいものとして指定されているが、果たしてそれが正しいのかどうかについても財務諸表監査の実施にあたって問題とし、確認する必要がある。

(7) American Accounting Association, *A Statement of Basic Auditing Concepts* (ASOBAC), 1973, p. 35; 青木茂男監訳 鳥羽至英訳、『アメリカ会計学会 基礎的監査概念』, 国元書房, 1982年, 75頁参照。

このように考えるならば、財務諸表監査は、財務諸表の会計基準準拠性を検証するのではなく、財務諸表の適正表示を検証しなければならない。そのためには、①と②を検証した上で、③を総合的に判断（意見形成）しなければならない。つまり、企業会計原則に定める真実性の原則の重視である。会計規制はこの点を明確にしなければならない。

第3に、財務諸表作成における会計専門家の関与の強制である。ディスクロージャー制度において、虚偽の開示情報が作成されることが皆無ではない以上、それが常に存在していることを前提として会計規制を設計するとすれば、財務諸表の作成後に実施する財務諸表監査だけではなく、財務諸表の作成段階に独立した第三者の職業的会計専門家が関与することを義務付け、適正な財務諸表の作成をより高次元で確保することが必要である。すなわち、上場企業が開示する財務諸表にはその作成者として、財務諸表作成企業とは利害関係のない独立した職業的会計専門家（財務諸表の監査人とも外観的に独立していることが条件）の署名・捺印を必須とする制度の新設である。

この趣旨は、アクティブ・セーフティの観点から、財務諸表の作成と、作成後の財務諸表の監査のいずれにも公認会計士が関与し、会計上の見積りに代表される主観的な会計判断を職業的会計専門家を交えた判断とすることにより、その相互主観性を確保することをねらっている⁽⁸⁾。

最後に、「財務諸表監査上の対応」をより高次元で実現するためには、次

(8) かかる関与について、松井隆幸（青山学院大学教授）氏より「関与しすぎると、経営者の財務諸表作成責任を代行することになりますし、独立性を強調すると、監査人の指導性とどう異なるのか疑問が生じる」との指摘が統一論題討論会で行われた。経営者との関係で言えば公認会計士は連帯責任を負うことになり、指導性を越えた役割を果たすことになるものと考えられる。

また、加藤正浩（龍谷大学教授）氏より「監査に先行する、第三者の会計専門家（公認会計士）による、企業のビジネス・リスクに対するコンサルティング業務の実施というものが、アクティブ・セーフティにあたるのではないか」との指摘もあった。

ディスクロージャー制度におけるアクティブ・セーフティとパッシブ・セーフティの確保の3つが必要である。

第1に、より質の高い財務諸表監査の実施である。監査の質を高めることは、監査意見の確実性を高めることに他ならない。そのためには、監査証拠の十分性と適切性の厳格な確保が必要である。現在主流のリスク・アプローチは、たとえば「マテリアル・アプローチ」とも呼ぶべき、財務諸表利用者の意思決定に影響を及ぼす重要な会計事実および会計判断すべてについて悉皆調査を実施するアプローチへの転換が必要である。⁽⁹⁾

マテリアル・アプローチは、①監査証拠の量的十分性と質的適切性（目的適合性と信頼性）の厳格な確保を目的とし、②財務諸表利用者の意思決定に

(9) かかる概念について、山崎秀彦（専修大学教授）氏より「監査意見の確実性を高めるとは具体的にどのようなことを言うのか。監査人の確信度とどのような関係にあるのか」との質問が統一論題討論会であった。監査意見の確実性は、監査リスクと同義であると考えられるが、監査の質は監査意見の質に具現化されると考えられるため、監査実施において統制すべき監査リスクとは次元が異なる概念として設定している。また、監査人の確信度が高いほど監査意見の確実性も高くなる関係にあると理解している。ただし、監査意見の確実性は監査意見の対象の性質によって影響を受けることを看過してはならない。

(10) 本稿で示した根拠以外にも、2002年改訂の監査基準によって確立されたりリスク・アプローチは、その後、2005年には「事業上のリスクを重視したリスク・アプローチ」や「重要な虚偽表示のリスク」概念、財務諸表全体レベルと財務諸表項目レベルでのリスク評価などが導入、2007年には継続企業の前提に関する「重要な不確実性」概念の導入、2010年には監査報告書の記載内容の改訂が行われ、その性質が変化してきているが、「評価した重要な虚偽表示のリスクの程度にかかわらず、重要な取引、勘定残高、開示等のそれぞれに対する実証手続の実施」が求められたり、「特に検討を要するリスクへの対応」として会計上の見積りの不確実性や関連当事者に起因する重要な虚偽表示のリスクの特定や評価が求められるなど、リスク・アプローチの本質にかかわる重要な手続がピースミールの追加されてきている。このことは、監査の質を強化するということもできるが、他方で、リスク・アプローチの不完全性を浮き彫りにしているとみることではないかと考えられる。

また、児嶋隆（中央大学教授）氏から「監査の失敗はリスク・アプローチに問題があるというより、多くの場合、リスク・アプローチがなされていないために発生していると思われる」との指摘が統一論題討論会においてあった。かかる論点は、監査現場へのフィールドワークによって実態を調査しなければどちらもと言えないと認識している。

影響を及ぼす重要な会計事実および会計判断すべてについて悉皆調査を実施するアプローチで、そのためには、③監査手続は、極力、実証的手続を採用する点にその特徴がある。⁽¹¹⁾

リスク・アプローチのマテリアル・アプローチへの転換の根拠は、「図表7」と「図表8」に示されている。

「図表7」と「図表8」⁽¹²⁾は、いずれも、監査の開始から監査意見の表明に至るまで、監査人が得る心証の程度を保証水準として縦軸に、監査証拠の入手との時間的な経過を横軸として、両者の関係を図示している。ただし、心

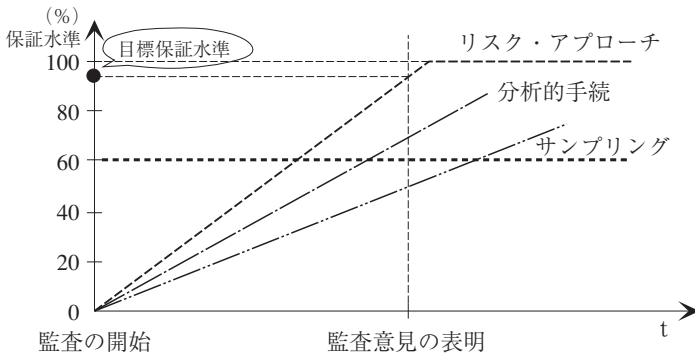
(11) マテリアル・アプローチに関し、林隆敏（関西学院大学教授）氏より「マテリアル・アプローチでは、項目の試査は認められず、実証手続を中心とするのですが、監査要点ごとの実証手続の種類・実施時期・実施範囲はどのように決定するのでしょうか」との質問が統一論題討論会であった。マテリアル・アプローチの具体化に向けてまさに検討すべき論点の指摘である。

また、同氏は、「虚偽表示の観点からは重要性に差があります。リスク・アプローチを採用し、リスク対応の局面での実証手続のウエイトを高めるという方策では不十分でしょうか」との質問があった。この点について、財務諸表利用者が財務諸表に表示されている項目のうちどの項目を利用するのかはわからないことから、監査にあたってすべての財務諸表項目の適正表示の裏付けをとるべき、極力、実証手続による根拠を入手しておくのが正しい立場から、リスク・アプローチではこれに対応できないと考えられる。

さらに、本多潤一（公認会計士）氏より「実証的手続重視は統制のリスクを軽視することになり、ITによる業務への監査が重視されている現行の監査では、会社の業務を把握するという現場重視の監査人の姿勢に反します。マニュアルに遵拠して監査していれば不正誤謬は自動的に発見出来るという楽観が実証的手続重視にあると考えます」との指摘があった。マテリアル・アプローチは、むしろ現場重視の考え方であり、マニュアルに依存した監査を目指しておらず、情報の信頼性の根拠を実証できる証拠を必ず入手することをねらっている。

(12) 丸山恭司（関西学院大学院生）氏より「『図8』で Rainer Gebele 氏によるマテリアル・アプローチをご説明いただきましたが、ドイツでは一般的なアプローチになっているのか」および「マテリアル・アプローチをわが国でも適用可能とする根拠は何か」などの質問が統一論題討論会であった。前者の点について、マテリアル・アプローチは筆者が提案したものであって、「図8」はそれを図示したのではなく、また、後者について、適用可能でないとする状況を認識していないと考えられる。

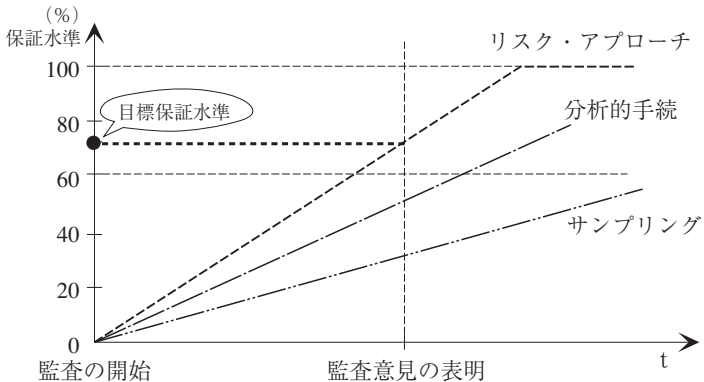
〔図表 7〕 監査における目標保証水準が高次に確保できる場合



〔出所〕ドイツ経済監査士 Rainer Gebele 氏 (KPMG Frankfurt) に対する面談調査 (2007年 2月26日実施) での同氏の説明図に加筆。

証は時間の経過と比例的に増加するように描写しているが、その経路はさまざまである。ここでは平均的に増加すると仮定していること、および監査の開始時点において心証は必ずしもゼロとは限らないがゼロを出発点としていることを前提としている。

〔図表 8〕 監査における目標保証水準が高次に確保できない場合



〔出所〕「図表 7」をもとに筆者作成。

「図表7」と「図表8」の違いは、会計基準の適合性と情報作成者の判断余地による相違である。つまり、「図表8」は「図表7」に比較して、会計基準の適合性が低下し、情報作成者の判断余地が大きい場合である。

この結果、監査意見の表明時点での心証は、3つの監査の手法によって結果として異なり、会計基準の適合性が低くなった場合、リスク・アプローチを採用している限り、会計基準の適合性が高い場合と同様の保証水準は同じ時間枠のなかでは得ることができず、その保証水準が限定的なものとならざるを得ない。

これらの図表の帰結として、会計基準の適合性の相対的な低下に対応し、会計基準の適合性が高い場合と同様の保証水準を得るためには、次の3つの選択肢を検討すべきであると考えられる。

- a) 保証水準が合理的な目標水準となるまで、監査にかける時間を増加させる。
- b) 監査時間の増加を行わない場合にはリスク・アプローチを新たなアプローチに変更し、合理的保証の水準が得られるように改善する。
- c) 監査時間の増加も、新たなアプローチの導入も行わない場合、監査意見の表明の方法を工夫し、監査の対象（財務諸表の種類レベル、財務諸表項目のレベルなど）ごとに保証水準を異にした意見表明を導入する。

これら3つの選択肢のうち、本稿では、b)の立場を採用し、マテリアル・アプローチを提唱している。

さらに、分析的会計研究からの知見として、太田康広氏が発表された「監査における追加情報取得モデル」⁽¹³⁾によれば、経営者の利得構造をモデル化し、監査リスク・モデルを所与とした場合、監査人の行動によって経営者も行動

(13) 同氏による日本会計研究学会第71回大会統一論題配布資料を参照。

ディスクロージャー制度におけるアクティブ・セーフティとパッシブ・セーフティの確保を変化させるゲーム論的行動を前提とすれば、経営者が不正に関与する十分強いインセンティブを持つとき、監査人が追加情報を取得すると固有リスクが増加すること、また、監査人が追加情報を取得するとき、発見リスクはつねに増加すること、さらに、たとえ、固有リスクが減少する場合であっても、経営者が不正に関与する十分に強いインセンティブを持つか、監査人が第一種の過誤⁽¹⁴⁾を避けようとする十分に強いインセンティブを持っているとき、監査人が追加情報を取得するとき、監査リスクはつねに増加することが明らかになっている。

このことは、リスク・アプローチの本質的な欠陥を指摘しており、かかる知見が実証されたとすれば、リスク・アプローチを全面的に見直す証左となるものと言える。

「財務諸表監査上の対応」の第2は、監査意見の表明の自由度の確保である。

現行制度では、証券取引所の上場規程により、無限定適正意見以外の監査意見の表明または意見不表明が当該財務諸表作成企業の上場に影響を与えるため、監査意見の表明が事実上制約されている。重要な粉飾決算事件では、以前は上場廃止になっていたが、最近では、上場廃止による負の影響（個人株主の損害拡大、投資ファンドの暴利追及）を考慮し、上場廃止とはなっていない。これを考え合わせれば、監査意見の内容と上場維持とは別問題とすべきである。そうすれば、監査意見の粉飾決算に対する牽制機能が発揮されるのではないかと考えられる。

第3に、財務諸表監査の実施上採用した重要性の基準値および監査人が判断した監査リスクの構成リスクの値を監査報告書において公表することであ

(14) 実際には誤っているにもかかわらず、監査の結果として正しいとしてしまう過誤。実際には正しいにもかかわらず、監査の結果として誤っているとしてしまう過誤は、第二種の過誤である。

る。この趣旨は、実施された財務諸表監査の内容の透明性の確保による監査の質確保である。このことにより、監査結果の意味内容の有用性を確保することが期待されるであろう。

IV パッシブ・セーフティの確保

上記Ⅱで検討したように、粉飾決算により損害を被った投資者が個々に自ら訴訟を提訴し、損害を被った事実を立証すれば、粉飾決算発覚前後の株価の差が損害賠償の根拠となる制度があるものの、わが国ではクラス・アクション制度がないこともあり、現行のディスクロージャー制度において自動的に損害額が補償される意味でのパッシブ・セーフティ確保の仕組みはない。

そこで、企業が虚偽表示を行った期間において証券投資を行った投資者は、「その売買を取り消すことができる自動的な仕組み」をディスクロージャー制度に新たに導入することが考えられるであろう⁽¹⁵⁾。つまり、重要な虚偽表示のある財務諸表に基づいて投資意思決定を行った場合、投資者はこれを粉飾決算情報に基づき行った売買時点に遡って自動的に取り消すことができ、粉飾決算企業等は当初の投資額の返金義務を負うのである。

当該企業が粉飾決算の発覚後存続できなくなり、即座に返金義務を果たせないような事態になった場合には、証券取引所が予め設立した「基金」から当初の投資額の返済を立て替えて行い、証券取引所は当該企業に当該返済額の請求を行う。この仕組みが、自動的な意味でのパッシブ・セーフティの考

(15) かかる仕組みについて、兼田克幸（岡山大学教授）氏より「制度の実効性についてどのように考えているのか」および「投資者保護策として、金商法第21条の2の損害賠償請求規定のみでは不十分であると考えている理由は何か」との質問が統一論題討論会であった。これらについて、訴訟の提訴方法、粉飾決算発覚時期の確定、損害賠償額の算定、粉飾決算情報の公表期間、提訴にかかる時間コストなど、現行制度上の問題が多く、同様の問題が提案した仕組みの実効性を確保するためにも解決すべき課題となっている。

ディスクロージャー制度におけるアクティブ・セーフティとパッシブ・セーフティの確保
え方につながるのではないかと期待される。

V 財務諸表監査制度の質向上のための前提

本稿では、法制度としての財務諸表監査の有効性について、監査制度の質を相互主観的に計測することが困難であることから、有効でないとはできないこと、および、監査制度が有効に機能している状態は何事も生じていない状態であるが、しかし完璧であるとは言えないことを議論の前提としたうえで、監査制度の有効性が認められるとしても、さらにその質を向上するためには、ディスクロージャー制度の質を含めて、どのような方策が必要かという視点をアクティブ・セーフティとパッシブ・セーフティの概念を利用して検討した。

その結果、アクティブ・セーフティの確保として、

- (i) 企業の取り組みにおいて、ガバナンスをより透明性ある形で推進すること、
- (ii) 会計基準・会計規制の対応において、①会計基準の監査適合性の確保、②経営判断と会計判断の役割分担の明確化（会計基準準拠性判断と適正表示判断の区別の明確化を含む）、③財務諸表作成における職業会計専門家の関与の強制、
- (iii) 監査の対応において、①より質の高い監査の実施（マテリアル・アプローチへの転換）、②監査意見表明の自由度の確立、③重要性の基準値・監査リスクの構成リスクの程度の公表

を指摘した。

また、パッシブ・セーフティの確保として、金融商品取引法第21条の2を基礎としながら粉飾決算情報による取引の自動取消制度の導入を提案した。

これらの指摘・提案は、こうすべきというものではなく、アクティブ・セーフティやパッシブ・セーフティの観点から整理すればこういった方策も検討

に値するのではないかということである。

この背景には、ディスクロージャー制度では、財務諸表に「粉飾決算が生じる（生じている）かもしれない」ことを前提とした制度設計が行われているように考えられる。しかし、法制度上、基準を厳格にしたとしても粉飾決算がなくなることはなさそうである。そうであるならば、「粉飾決算は必ず生じる」ことを前提としたディスクロージャー制度・財務諸表監査制度の質向上の検討が求められる。本稿での対応策がその検討に資する資料となれば幸いである。

[参 照 文 献]

1. American Accounting Association, *A Statement of Basic Auditing Concepts* (ASOBAC), 1973; 青木茂男監訳 鳥羽至英訳, 『アメリカ会計学会 基礎的監査概念』, 国元書房, 1982年。
2. Baruch Lev, “The Contributions of Accounting Research: Achievements and Things to do”, 日本会計研究学会第71回大会講演(一橋大学, 2012年8月30日) 配布資料。
3. 太田康広, 「監査における追加情報取得モデル」, 『理論会計学の意義と役割』, 日本会計研究学会第71回大会統一論題配布資料, スライド7-8。
4. 太田康弘, 「監査人の情報取得と監査リスクの増加」, 太田康弘編著, 『分析的会計研究 - 企業会計のモデル分析』, 中央経済社, 2010年, 205-246頁。
5. 内藤文雄, 「会計時評 ディスクロージャー制度とフェール・セーフ(その1)・(その2)」, 『企業会計』, 第64巻第9号・第10号, 2012年9月・10月, 4-5頁・4-5頁。
6. 内藤文雄, 「財務諸表における利益調整の合理性に関するアンケート調査」, 『週刊経営財務』, 第2970号, 2010年6月, 56-63頁。
7. 内藤文雄, 「利益情報の質的变化に対応した監査保証の研究課題」, 『会計』, 第173巻第3号, 2008年3月, 41-62頁。

(2012年12月20日)